

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に係る事務の手引き

1. 証明書の交付について

- (1) 産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号。以下「法」という。）第2条第31項に規定する特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明は、「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書」(別紙)による申請に対し、市町村長が証明を行う必要がある。
- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に係る事務を円滑に実施するため、証明書の交付に際しては、別紙参考様式を活用する等の方法により、注意事項の周知等が図られることが必要である。

2. 証明書の交付対象者について

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた次の①又は②に該当する者を証明書の交付対象とする。
 - ① 創業を行おうとする者
事業を営んでいない個人
 - ② 創業後5年未満の者
事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人
- (2) 証明書の交付対象者は、特定創業支援等事業に係る受講者名簿の照合等による確認により決定する必要がある。

3. 特定創業支援等事業により支援を受けたことにより対象となる支援制度について

- (1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置について
法第127条第1項及び第128条第1項に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた市町村において会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することが可能。
 - ① 会社設立時の登録免許税の軽減措置が利用できる対象者は、以下のとおりとする。
 - (a) 創業を行おうとする者
事業を営んでいない個人
 - (b) 創業後5年未満の者
事業を開始した日以後5年を経過していない個人
※既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象外。
 - ② 登録免許税の軽減措置の内容は、以下のとおりとする。
 - (a) 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免される（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円減免される）。
 - (b) 合名会社又は合资会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に減免される。

(2) 創業関連保証の特例について

特定創業支援等事業により支援を受けた者については、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能。

※なお、創業関連保証の特例を利用できる対象者は、創業を行おうとする者、事業を営んでいない個人が利用可能。

(3) 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、同制度を利用することが可能。

※なお、新創業融資制度は、創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が利用可能。

(4) 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能。

4. 証明書の交付事務について

(1) 特定創業支援等事業による支援を行った受講者名簿の保存期間及び当該特定創業支援等事業に係る証明書の交付申請の期限については、各市町村において定めることができる。

(2) 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第227条及び第228条の規定に基づき、交付申請者から証明書の交付にかかる手数料の徴収について定めることができる。

(3) 証明書の紛失等のやむをえない理由があると認められる場合には、交付申請者に対し、証明書の再発行を行うことができる。

(4) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の者が各特例の対象になるため、証明書に有効期限を設けることが必要。なお、有効期限は下記の①②③のうち一番早い日付で設定すること。

① 認定創業支援等事業計画の計画期間終了日

② 令和4年3月31日

③ 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日

※なお、①②③に定める範囲内において、認定市町村が独自に有効期限を定めることは可能。

(5) 平成27年度以前（～平成28年3月31日）に交付された証明書の取扱について
平成27年度以前に交付された証明書にて、上記3.(1)(2)(3)(4)の特例を受けることは可能とする。但し、証明書の有効期限を過ぎている場合はこの限りでない。